

◇選挙告示第三号

昭和二十四年八月二十三日選挙告示第一号告示中鳥取縣農地委員会委員の総選挙の候補者について次の通り訂正の届出があつた。

昭和二十四年八月二十六日

鳥取縣農地委員会委員選挙第一選挙区選挙長

山根誠四郎

記

第三号候補者谷口壽瑛の生年月日明治四十一年十一月五日を明治四十三年十一月五日に訂正

彙報

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員の総選挙に於て特別投票の事務取扱場所が次のように定められた。

- 第一選挙区 第一投票区 鳥取市役所
- 第二区 浦富町役場

- 第三区 賀茂村同
- 第四区 若櫻町同
- 第五区 智頭町同
- 第六区 浜村町同
- 第七区 大正村同
- 第二選挙区 第一投票区 米子市役所
- 第二区 所子村役場
- 第三区 手間村同
- 第四区 大篠津村同
- 第五区 倉吉町同
- 第六区 東郷松崎村同
- 第七区 八橋町同
- 第八区 根雨町同
- 第九区 溝口町同
- 第十区 日野上村同

鳥取縣公報

昭和二十四年八月三十日 火曜日
第二千四百一十一号

規則

◇鳥取縣規則第八十一号

鳥取縣盲ろうあ児施設規則を次のように定める。

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一条 兒童福祉法に定めるところに従い盲兒又はろうあ兒を入所させてこれを保護するとともに獨立自治に必要な指導をするため鳥取市に縣立の盲ろうあ児施設を設置する。

第二条 施設に左の職員を置く。

- 施設の長(兒童指導員を兼ねる) 若干名
- 兒童指導員 同
- 職業指導員 同
- 保母 同

- 書記 同
- 雇傭人 同
- 嘱託医 同

第三条 施設の長は收容兒童の保護指導その他施設の事務を掌理し所属職員を指揮監督する。

第四条 兒童指導員、職業指導員及び保母は施設の長の命をうけて收容兒童の保護指導に従事する。

第五条 書記は施設の長の命をうけて庶務及び会計に従事する。

第六条 施設の設備、職員及び運営については昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十三号兒童福祉施設最低基準に定めるところによる。

第七条 施設の名称、所在地及び收容兒童の定員は知事か定めこれを告示する。

第八条 処務細則その他施設内の諸規程は知事の承認を

鳥取縣公報 毎週 曜日發行(休日ニ當ル)

昭和二十四年八月三十日 第二千四百一十一号

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

得て施設の長がこれを定める。

附則

この規則は公布の日から施行する。

◇鳥取縣規則第八十二号

鳥取縣精神薄弱兒施設規則を次のように定める。

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣精神薄弱兒施設規則

第一條 兒童福祉法の定めるところに従い精神薄弱の兒童を入所させてこれを保護するとともに獨立自治に必要な知識技能を与えるため米子市に縣立の精神薄弱兒施設を設置する。

第二條 施設に左の職員を置く。

施設の長(兒童指導員を兼ねる)

兒童指導員 若干名

職業指導員 同

保 母 同

書 記 同

雇 傭 人 同

囑 託 医(精神科を含む) 同

第三條 施設の長は收容兒童の保護指導その他施設の事務を掌理し所屬職員を指揮監督する。

第四條 兒童指導員、職業指導員及び保母は施設の長の命をうけて收容兒童の保護指導に従事する。

第五條 書記は施設の長の命をうけて庶務及び会計に従事する。

第六條 施設の設備、職員及び運営については昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十三号兒童福祉施設最低基準に定めるところによる。

第七條 施設の名称、所在地及び收容兒童の定員は知事か定めこれを告示する。

第八條 処務細則その他施設内の諸規程は知事の承認を得て施設の長がこれを定める。

附則

この規則は公布の日から施行する。

◇鳥取縣規則第八十三号

昭和二十三年十月鳥取縣規則第六十九号鳥取縣地方競馬実施規程の一部を次のように改める。

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣地方競馬実施規程中改正規程

第八十二條第三号を次のように改め公布の日から施行する。

三、第五十一條第一項第五十二條第五十三條第五十五條第六十條及び第六十三條から第七十二條まで(第六十八條第二項を除く)の規程に違反した者

第八十五條を次のように改める。

第八十五條 制裁審議会は第八十二條各号の一(第五十三條及び第六十三條第一項に違反した者を除く)に該当する騎手に対し縣が行う競馬の競走における一年以下の騎乗の停止を命ずることができる。

◇鳥取縣規則第八十四号

鳥取縣公報

第二千四十一号

昭和二十四年八月三十日

(第三種郵便物認可)

三

昭和二十四年三月鳥取縣規則第三十三号鳥取縣地方競馬業者登録申請手続規則は廃止する。

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣規則第八十五号

昭和二十三年十月鳥取縣規則第七十六号鳥取縣林産物等検査規則の一部を次のように改める。

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

附則第十九條第二項中「又は検査吏員証」「又は施行規則第二條の証明書」を削る。

告 示

◇鳥取縣告示第四百七十一号

昭和二十四年八月鳥取縣規則第八十一号鳥取縣盲ろうあ兒施設規則による縣立盲ろうあ兒施設を次の通り設置して昭和二十四年九月一日から業務を開始する。

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、名 称 鳥取縣立兒童福祉施設積善学園
- 二、所在地 鳥取縣鳥取市湯所町一三一番地
- 三、收容兒童の定員 六十四名

◇鳥取縣告示第四百七十二号

農林省告示第二百十九号指定農林物資割当規則第十六條第一項第二号に基き生産業者が自己の業務に使用する場合は次の事項を知事に届け出なければならぬ。
但しちよ麻は除く。

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、住所及び氏名
- 二、使用する指定農林物資の種類、銘柄、数量
- 三、用 途

◇鳥取縣告示第四百七十三号

昭和二十二年五月二日鳥取縣告示第七十四号(玉蘭、屑蘭副蚕糸及眞綿統制規則第二條による眞綿取扱業者の指定)

の指定)

昭和二十二年六月十三日鳥取縣告示第二百三十八号(玉蘭屑蘭副蚕糸及眞綿統制規則第二條による蘭取扱業者の追加指定)

の追加指定)

昭和二十二年六月十三日鳥取縣告示第二百三十九号(玉蘭、屑蘭副蚕糸及眞綿統制規則第二條による副蚕糸取扱業者の追加指定)

◇鳥取縣告示第四百七十五号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、建築主の住所氏名 東伯郡倉吉町大字東仲町二六〇八
- 林工務店倉吉出張所 中村 優

◇鳥取縣告示第四百七十六号

昭和二十四年八月鳥取縣規則第八十二号鳥取縣精神薄弱兒施設規則による縣立精神薄弱兒施設を次の通り設置して昭和二十四年九月一日から業務を開始する。

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、名 称 鳥取縣立兒童福祉施設皆生学園
- 一、所在地 鳥取縣米子市東福原一、九四四の二地
- 一、收容兒童の定員 十六名

◇鳥取縣告示第四百七十四号

左に掲げる告示は廢止する。

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十二年五月二日鳥取縣告示第七十二号(玉蘭、屑蘭副蚕糸及眞綿統制規則第二條による蘭取扱業者の指定)

昭和二十二年五月二日鳥取縣告示第七十三号(玉蘭、屑蘭副蚕糸及眞綿統制規則第二條による副蚕糸取扱業者の指定)

建築物の位置 右同

- 一、同 用途 事務所
- 一、同 構造 木造 平家建 一棟
- 一、同 規模 建築面積 四、九平方米
- 一、許可條件 突出する部分 同

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときはこの許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

昭和二十二年一月鳥取縣告示第七号(林産物検査吏員証交付)及び昭和二十三年三月鳥取縣告示第七号(林産物検査吏員証交付並に返納)は廢止とする。

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第四百七十七号

昭和二十四年六月鳥取縣告示第二七九号中「三、検査吏員を示す番号」を次のように追加し又は削除する。

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

追加削除	同上年月日	番号	所属地方	氏名
削除	二四、八、一	10	岩美	山本善太郎
同	同	17	八頭	大坪龜重郎
同	同	119	日野	福田 義一
同	二四、六、三〇	127	同	矢田貝悦夫
同	二四、八、一	138	同	井田 正壽
追加	二四、八、一三三	10	岩美	清水 幹夫

同	同	80	東伯	涌島 忠夫
同	同	81	同	中野 睦
同	同	82	同	谷口 幸重
同	同	83	同	伊藤 幸雄
同	同	84	同	田中昌一郎

◇鳥取縣告示第四百七十八号

價格査定委員会監査員規程第二條但書の規定により八月二十五日次のように監査員を解任した。

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

花房由次郎	浜田 金喜	石田 武治
小谷 辰治	中島 治忠	浜崎 豊藏
姫田 榮藏	木下友太郎	山根 信行
松田 郁二	大野 保三	山本清太郎
種子 道藏	兒玉 由市	

鳥取縣公報

昭和二十四年八月三十日 外 火曜日

農地選舉告示

◇選舉告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員會委員の總選舉に第二選舉区において次のとおり立候補の推薦届出があつた。

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣農地委員會委員選舉第二選舉区選挙長

篠 田 伊 三 郎

届出月日	委員候補者氏名	農地調整法第十五條各号の区分	職業	性別	生年月日	住 所	氏名	生年月日	住 所	推薦届出者
八月二十七日	長尾 良一	第三号	農業	男	明治四十一年九月二日	日野郡日光村大字大河原一〇一一番地	門田 定藏	明治十九年七月一日	東伯郡上北條村中江四番屋敷	

◇選舉告示第四号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員會委員總選舉に第一選舉区に於て次のとおり立候補の届出があつた。

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣公報 毎週 曜日發行(休日=當ル) 昭和二十四年八月三十日 外 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可